

生活環境課 ☎22-1314

4月のごみ収集日程は下記の通りです。ご確認の上、きちんと分別して出してください。

◆4月のごみ収集日予定表（日付は4月の収集日です）

地区名	越 河 斎 川 大 平	大鷹沢 白 川 小下倉	大鷹沢田中	福 岡 小 原	市街東北本線 東 側	鷹 巣	市街東北本線 西 側
ペットボトル (第1曜日)	7日(火)	6日(月)	3日(金)	2日(木)	3日(金)	6日(月)	1日(水)
びん類 (第2・第5曜日)	14日(火)	13日(月)	10日(金)	9日(木) 30日(木)	10日(金)	13日(月)	8日(水)
缶 (第3・第5曜日)	21日(火)	20日(月)	17日(金)	16日(木) 30日(木)	17日(金)	20日(月)	15日(水)
プラスチック (第3曜日)	21日(火)	20日(月)	17日(金)	16日(木)	17日(金)	20日(月)	15日(水)
もやせないごみ (第4曜日)	28日(火)	27日(月)	24日(金)	23日(木)	24日(金)	27日(月)	22日(水)
紙 類	火 7・14・21・28	月 6・13・20・27	金 3・10・17・24	木 2・9・16・23・30	金 3・10・17・24	月 6・13・20・27	水 1・8・15・22
もやせるごみ	火・金 3・7・10・14・17・21・24・28	月・木 2・6・9・13・16・20・23・27・30	月・水・木 1・2・6・8・9・13・15・16・20・22・23・27・30	火・水・金 1・3・7・8・10・14・15・17・21・22・24・28			

- 不忘・川原子地区のもやせるごみは、毎週水曜日に収集します。
- ごみは、必ず当日の午前8時30分までに集積所に出してください（収集車が収集する時刻に合わせての搬出や、前夜出しはしないでください）。
- びんは、色により3種類（①透明、②茶色、③その他）に分けて、それぞれ資源の袋（赤）に入れて出してください。
- 缶類とプラスチック類は、それぞれに分けて資源の袋（赤）に入れて出してください。
- スプレー缶や使い捨てガライターのごみの出し方について
次のことをきちんと守って、ごみ出しをしてください。
★スプレー缶などは、①中身を必ず使い切る。②必ず穴を開けること（風通しの良い所で）。
★ガライターは、ガスを使い切る。
- ごみ袋は中身がこぼれないようにしっかり口を結び、簡単に解けないように出してください。テープ止めは禁止です。

☆ごみ集積所に設置している乾電池入れについて

使用済み乾電池は、ごみ集積所に設置している乾電池入れ（空き缶などを利用）に出していただいておりますが、最近、この乾電池入れにライターやキャップ、電球などを入れる方がおり、収集する際に非常に困っています。乾電池入れには、乾電池のみ入れるようにしてください。皆さまのご協力をお願いします。
なお、ボタン電池や充電式電池は収集できません。販売店の回収ボックスに入れてください。

☆飼えない犬・猫の引き取り日のお知らせ

- 日時 4月2日(木)・9日(木)・16日(木)・23日(木)・30日(木)、5月7日(木)、9:00～11:30および13:00～15:00(時間厳守)
 - 場所 宮城県仙南保健所
(注意事項)犬を登録している方は、鑑札(小判形)を持参してください。また、猫の場合は、必ず麻袋やもみ袋(土のう袋は不可)など、丈夫な袋に入れてください。
 - 犬・猫の引き取り手数料 生後90日以内は1頭につき400円、生後91日以上は1頭につき2,000円
 - 納入方法 所定の用紙に必要事項を記入し、宮城県収入証紙を張り付けて納入してください。収入証紙は、県合同庁舎や保健所、銀行などでお求めください。
- ※ご不明な点は、宮城県仙南保健所までお問い合わせください。なお、犬や猫などの愛護動物を捨てた場合には、処罰される場合があります。犬や猫などを飼い始めたら、最後まで責任を持って飼養するように心掛けましょう。
- 宮城県仙南保健所(大河原町字南129-1) ☎0224-53-3119

「みやぎっこ応援カード」 お持ちですか？

みやぎっこ子育て家庭
応援事業実施中！

宮城県および県内市町村では、子育て家庭を地域全体で支援する環境づくりを推進するため、「みやぎっこ子育て家庭応援事業」を昨年開始しました。●事業の概要 対象世帯が「みやぎっこ応援カード」を協賛店に提示すると、各協賛店が工夫し設定した独自のサービスが受けられます。



- 対象世帯 15歳未満(中学校3年生まで)の子どもがいる世帯または、妊娠中の方がいる世帯
 - カード配布方法 原則として、対象1世帯につき1枚の配布となります。対象世帯の方には、カードを昨年配布しましたが、お持ちでない方は、子ども家庭課までお問い合わせください。
 - 協賛店舗 県の専用ホームページ「みやぎっこ応援カード」(http://miyagikko.jp)で紹介されます。パソコンと携帯電話のどちらからでも利用できます。
- ☎22-13363

公的年金から 個人住民税を天引きする制度が始まります

年金所得にかかる個人住民税は、給与からの天引き(特別徴収)または普通徴収(納付書・口座振り替え)により納めていただいていたが、本年10月から、年金支給時に年金から天引きさせていただく特別徴収制度が開始されます。なお、特別徴収開始年度と2年目以降とは、徴収の方法に若干違いがあります(下表参照)。詳しくはお問い合わせください。

●特別徴収の対象となる方

- ①前年中に公的年金などの支払いを受けていること。
 - ②該当年度の初日に、国民年金法に基づく老齢基礎年金などの支払い受取額が18万円以上であること。
 - ③該当年度の4月1日に65歳以上であること。
 - ④介護保険料が年金から天引きされていること。
- ※公的年金とは、老齢基礎年金などの、老齢または退職を支給事由とする年金。国民年金、厚生年金、共済年金などを指します。
- 特別徴収の対象となる年金 国民年金法に基づく老齢基礎

●年金特徴開始年度(この年度の個人住民税が18,000円の場合)

徴収方法	普通徴収(納付書または口座振り替えで納付)		特別徴収(年金から天引き)		
	6月	8月	10月	12月	2月
年金支給月	年税額の4分の1		年税額の6分の1		
納付額	4,500円	4,500円	3,000円	3,000円	3,000円

●年金特徴2年目以降(この年度の個人住民税が16,000円の場合)

徴収方法	特別徴収(仮徴収)			特別徴収(本徴収)		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
年金支給月	前年度2月分と同額			年税額から仮徴収分を差し引いた額の3分の1		
納付額	3,000円	3,000円	3,000円	2,400円	2,300円	2,300円

—思いやりのある良質で信頼される医療を目指して—

公立刈田総合病院紹介



「再就職支援研修会」を開催しました

看護師資格を持っていないが、結婚や育児などのさまざまな理由で仕事に就いていない「潜在看護師」が今、注目されています。厚生労働省がまとめた「第六次看護職員需給見通し」によれば、全国で55万人以上もの潜在看護師がいると推計されています。潜在看護師の社会復帰は、医療現場のみならず社会全体で見ても、その方々の復帰が求められています。しかし、いったん現場を離れてしまうと、復帰したくても、技術的についていけないかといった不安などにより、現場復帰に踏み込めない現状があります。当院では、こうした現状を受け「再就職支援研修会」を2月と3月に開催しました。3日コースの研修では、現在の看護の動向や臨床看護

の役割などの講義、採血と注射の実技、患者さんの床ずれの予防対策などについて演習を行いました。また、ブランクの期間や経験年数を考慮し、できるだけ個別の事情に合わせた研修となるよう心掛け、再就職の障害を可能な限り低減できるよう努めました。受講者からは「不安が再び迷っていたが、今後の大きな一歩になりました」、「再復帰したいという気持ちが強くなりました」という声を聞くことができました。当院では、この研修会を通して、現場復帰の不安を払しょくし、再び看護に携わる動機付けになればと考えています。これからも随時研修会を開催しますので、ぜひご参加ください。

看護師募集中！ 詳しくは、当院総務課人事係まで